

福井市鶉地区社会福祉協議会規約

第1章 名称および事務所

第1条 本会は福井市鶉地区社会福祉協議会と（以下「鶉地区社協」という。）称する。

第2条 本会の事務所を鶉公民館内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は鶉地区内の住民が健康で文化的な生活を営むことができるように、全住民が協力して地域の福祉を増進し、明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）地域の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立
- （2）地域の福祉活動を目的とする各種団体の事業の連絡調整および活動の助成
- （3）福祉活動に対する住民の関心と理解を高め、地域ぐるみの福祉活動の実践
- （4）その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織

第5条 本会は鶉地区内に居住する住民をもって組織する。

第6条 本会の事業運営のため必要により専門部会をおくことができる。

第4章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 常任理事 1名
理事（民生児童委員を含む若干名） 監事 2名

第8条 会長、監事は総会において選出する。副会長、常任理事、理事は会長が委嘱する。

第9条 会長は本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。監事は会計を監査する。

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後であっても後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 福祉委員

第11条 本会に福祉委員を若干名置く。福祉委員は、各自治会から推薦することとする。

第12条 福祉委員は、市社協福祉委員設置要綱に基づく活動をする。

第13条 福祉委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 代議員

第14条 本会の代議員は各自治会の代表ならびに役員をもって当てる。

第15条 代議員の任期は、役員の任期に準ずる。

第7章 会議

第16条 会議は総会（代議員会）と理事会とする。会議は会長が招集し、その議長となる。

第17条 総会は年1回開催する。理事会は必要に応じ随時開催する。

第18条 総会においては次の事項を審議する。

- (1) 事業計画・事業報告
- (2) 収支決算及び予算
- (3) 会長及び監事の選出
- (4) 規約の改廃
- (5) その他重要事項

2 総会は委任状を含めて半数以上の出席者を必要とする。

第19条 理事会において次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) その他の事業遂行上必要とする事項

第8章 会計

第20条 本会の会計は会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第9章 事務局

第22条 本会に庶務、会計、（庶務、会計事務担当者）を置く。会長は庶務、会計を委嘱し、その事務を処理する。

附則

この規約は昭和55年6月1日から施行する。

この規約は平成17年4月1日から施行する。

この規約は平成19年4月1日から施行する。